

教育民生建設観光委員会会議録

- 1 日 時 平成26年3月13日(木曜日)
午前9時30分～午後1時46分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 岩本明央委員長 俵 薫 副委員長
徳並伍朗委員 荒山光広委員
下井克己委員 萬代泰生委員
岡山隆委員 秋枝秀稔委員
猶野智和委員 秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 岡崎基代 議会事務局補佐
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
林 繁美 副市長 永富康文 教育長
山田悦子 教委事務局長 井上孝志 市民福祉部長
杉原功一 市民福祉部次長 西山宏史 市民福祉部健康増進課長
三浦洋介 市民福祉部次長 山本康房 市民福祉部高齢福祉課長
伊藤康文 建設経済部長 中村壽志 建設経済部建設課長
藤澤和昭 総合観光部長 繁田 誠 総合観光部観光総務課長
綿谷敦朗 総合観光部観光振興課長 西岡博和 消防長
斎藤光雄 消防本部次長 末藤勝巳 農業委員会事務局長

午前9時30分開会

○委員長（岩本明央君） 皆さんおはようございます。ただいまより教育民生建設観光委員会を開会いたします。先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案17件につきまして審査をいたしますので、御協力をお願いいたします。

議長さん。何か御報告等は。

○議長（秋山哲朗君） 特にございませぬ。

○委員長（岩本明央君） 各委員さん何かございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは審査に入る前に、私のほうからお願いいたします。執行部からの説明、それから委員さんからの質疑、意見等はできるだけ簡潔にさせていただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第3号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。補正予算書の3-1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,500万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ38億8,425万1,000円とするものでございます。

まず歳出について御説明いたします。3-12ページをお開きください。2款保険給付費の目一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費につきましては、財源更正でございます。

7款・1項ともに共同事業拠出金・1目高額医療費共同事業拠出金・19節負担金、補助及び交付金、高額医療費共同事業拠出金1,063万円の減額補正でございます。これは、高額な医療費の発生による国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象として、国民健康保険団体連合会が事業主体として行う再保険事業で、各保険者からの拠出金と国・県の負担金、これを財源といたしまして、共同事業を行っております。国民健康保険団体連合会からの通知により、この拠出金を減額補正するものでございます。

続きまして、2目保険財政共同安定化事業拠出金・19節負担金、補助及び交付

金、保険財政共同安定化事業拠出金 1, 174万6, 000円の減額補正でございます。これは、レセプト1件当たり30万円を超え80万円以下の医療費を対象として国民健康保険団体連合会が事業主体として行う再保険事業で、各保険者からの負担金を財源として共同事業を行っております。国民健康保険団体連合会よりの通知によりこの拠出金を減額補正するものでございます。この二つを合わせ、1項共同事業拠出金の補正額は2, 237万6, 000円の減額補正でございます。

次のページをお開きください。続きまして、10款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・3目償還金・23節償還金、利子及び割引料、過年度国県補助金等精算返還金4万5, 000円の増額補正でございます。これは、退職被保険者等の医療費給付に対する国庫負担で、平成22、23年度分の過年度分返納金が不足していたことによる精算返還金でございます。

続きまして、11款予備費、全体予算調整の結果5, 267万6, 000円の減額補正をするものでございます。

次に歳入について御説明いたします。3-8、3-9ページをお開きください。3款国庫支出金・1項国庫負担金・2目、1節ともに高額医療費共同事業負担金265万8, 000円の減額補正でございます。これは、歳出の高額医療費共同事業拠出金の減額に対するもので、国の負担割合は4分の1でございます。

6款県支出金・1項県負担金・1目、1節ともに高額医療費共同事業負担金265万8, 000円の減額補正でございます。これは、歳出の高額医療費共同事業拠出金の減額に対するもので、県の負担割合は4分の1でございます。

7款、1項ともに共同事業交付金・1目、1節ともに高額医療費共同事業交付金2, 010万7, 000円の減額補正でございます。これは、国民健康保険団体連合会からの通知により減額とするものでございます。2目、1節ともに保険財政共同安定化事業交付金5, 452万4, 000円の減額補正でございます。これは、国民健康保険団体連合会からの通知により減額するものでございます。

9款繰入金・1項、1目ともに一般会計繰入金、節は1、2、4、5、6で合計494万円の増額補正で、一般会計の国民健康保険事業特別会計繰出金に対応するものでございます。まず、1・2節保険基盤安定繰入金では保険の財政基盤の強化を目的とした事業の経費確定により、保険税軽減分、保険者支援分を合わせて110万9, 000円の減額補正をしております。

次のページをお開きください。次に4節出産育児一時金等繰入金では、産前産後の家計負担の軽減のため、一時金の交付対象件数5件増といたしまして、合計で20件を見込み、140万円の増額補正を、5節財政安定化支援事業繰入金では、国保財政の安定化等を目的とした事業の総額が確定したことにより、562万9,000円の増額補正を、6節その他一般会計繰入金として、福祉医療制度の実施による国庫負担金減額相当額である国保負担軽減分として、98万円の減額補正としております。以上で説明を終わります。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第3号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、繁田観光総務課長。

○総合観光部観光総務課長（繁田 誠君） 議案第4号平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。補正予算書4-8、4-9をお開きください。最初に歳入でございますが、5款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金であります。補正額222万3,000円を増額補正するものであります。この度の補正は、今年度の市政合併五周年記念事業に关します事業としまして観光事業特別会計側で受入ました、市民入洞無料事業、秋吉台カルストウォーク、美祢秋吉台高原マラソンに关します収入補填金につきまして、合計222万3,250円、一般会計から繰入をいただくものとなっております。これに併せまして、歳出は次ページの4-10、4-11になりますが、4款予備費・1項予備費・1目予備費に同額の222万3,000円を計上いたします。以上で説

明を終わらせていただきます。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第4号平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成25年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本康房君） それでは、議案第5号平成25年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。補正予算書の5-1ページをお開き願います。第1条、この度の補正は、本年度事業の決算見込みに基づき、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,050万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,437万1,000円とするものでございます。

最初に、歳出について御説明いたします。補正予算書の5-14、15ページをお開き願います。

まず、1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費について、217万4,000円の増額補正し、5,007万5,000円を見込んでおります。これは、平成26年度の消費税引き上げに伴う電算システム改修に係る経費であります。この電算システム改修に係る経費の一部は、財源として国からの補助金を充てることとしております。

次に、3項介護認定審査会費・2目認定調査等費ですが、416万8,000円を減額していますが、これは臨時職員賃金313万3,000円、主治医意見書に対する手数料103万5,000円減額補正するものでございます。

次に、2款保険給付費についてでございます。これは、被保険者が介護サービスを利用された際に支給される経費であります。今年度12月議会でも、補正予算を計上したところですが、居宅介護サービス給付において、特に訪問看護や通所介護の利用が増加していること、また、平成25年5月に新規開所した地域密着型サービスへの給付は、更に増加している一方で、特別養護老人ホーム等へ給付する施設介護サービス費にかかる給付が見込みを下回ったことによりまして、1目居宅介護サービス給付費を457万7,000円増額、3目地域密着型介護サービス給付費を2,869万6,000円増額、5目施設介護サービス給付費を1,868万1,000円減額するものでございます。

次に5-16、17ページをお開き願います。7目居宅介護福祉用具購入費を84万9,000円減額、8目居宅介護住宅改修費を243万1,000円減額、9目居宅介護サービス計画給付費を185万6,000円増額補正いたしております。総額で1,316万8,000円を増額補正するものでございます。

続いて、2項介護予防サービス等諸費について、これは要支援1、2に認定された被保険者が介護サービスを利用された際の、給付事業にかかる経費でございます。

1目介護予防サービス給付費が96万3,000円増額補正するものであります。

それでは、5-18、19ページをお開き願います。3目地域密着型介護予防サービス給付費を86万4,000円減額、5目介護予防福祉用具購入費を26万6,000円減額、6目介護予防住宅改修費を79万4,000円減額、7目介護予防サービス計画費を1万1,000円減額補正いたしております。総額で97万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、5-20、21ページをお開き願います。続きまして、3項その他諸費でございます。1目審査支払手数料につきましては、給付件数の増加により、4万5,000円を増額し、378万7,000円を見込んでおります。

次に、4項高額介護サービス等費についてであります。これは要介護、要支援者が介護サービスを利用して一カ月に支払った利用者負担の合計が一定の上限を超えたとき、申請により償還払いするものでありまして、1目高額介護サービス費については、64万8,000円を増額し、5,452万7,000円を見込んでおり

ます。

次に、5項高額医療合算介護サービス等費についてであります。これは、利用者の介護サービスと医療にかかる自己負担額が著しく高額であった場合に、負担を軽減するため申請により支給するものであります。1目高額医療合算介護サービス費につきましては、116万円を増額し、821万2,000円を見込んでおります。

続きまして、5-22、23ページをお開き願います。続いて、6項特定入所者介護サービス等費についてであります。これは、低所得者の要介護、要支援者が施設サービスを利用した際の居住費や食について補助給付として、使用するものでございまして、このサービスについて増加傾向にあり、401万2,000円増額の1億4,729万6,000円を見込んでおります。

続いて、3款地域支援事業費・1項介護予防事業費・2目介護予防二次予防事業費につきまして、308万8,000円を減額補正し、566万3,000円を見込んでおります。これは、要支援、要介護の認定は受けていないけれども、生活機能の低下が見られ、要介護状態となる恐れのある高齢者に対する介護予防事業であります。主な減額の内容としては、この二次予防事業対象者を把握するための事業委託料の入札減によるものでございます。

続きまして、5-24、25ページをお開き願います。続きまして、2項包括的支援事業・任意事業費について御説明いたします。これは、介護予防二次予防事業対象者や要支援1、2の認定者に対する介護予防ケアマネジメントを行う事業に要する経費でございます。3目任意事業費におきまして、13節委託料を250万円減額補正し、1,891万1,000円を見込んでおります。これは、本年度の配食サービス事業の利用者見込み減によるものでございます。

続いて、4款基金積立金・1項基金積立金・1目介護給付費準備基金につきまして、2万8,000円を増額補正し、7万円を見込んでおります。これは、平成25年度の介護給付費準備基金の受取利息が当初の見込みを上回ったため、増額補正するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。5-8、9ページにお戻り願います。歳入につきましては、ただいま、歳出で御説明をいたしました各事業の決算見込に基づきまして、補正をいたしましたものでございます。

まず、2款分担金及び負担金・1項負担金・1目地域支援事業費負担金について、68万5,000円減額補正は、地域支援事業として実施しております諸事業に参加、あるいはサービスを利用された方々からいただく負担金で総額68万5,000円を減額補正いたしております。

次に、4款国庫支出金・1項国庫負担金・1目介護給付費負担金につきましては、給付事業に対する国の負担分で、435万4,000円の増額補正をいたしております。

次に、2項国庫補助金につきましては、介護保険事業実施に対する国からの補助金でございますが、まず1目調整交付金につきましては、138万2,000円増額補正、2目地域支援事業交付金のうち、介護予防事業に係る分として、76万2,000円、同じく3目、包括的支援事業・任意事業に係る分として、81万4,000円をそれぞれ減額補正し、4目介護保険事業費補助金に係る分として、72万9,000円をシステム改修事業費補助金として増額補正いたしております。

次に、5款支払基金交付金・1項支払基金交付金についてでございます。これは、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。1目介護給付費交付金については523万7,000円増額補正いたしております。

続きまして、5-10、11ページをお開き願います。2目地域支援事業支援交付金につきましては、88万4,000円を減額補正しております。

次に、6款県支出金・1項県負担金・1目介護給付費負担金につきましては、給付事業に対する県の負担分で、151万9,000円の増額補正でございます。

次の2項県補助金につきましては、1目地域支援事業交付金、介護予防事業分として、38万1,000円を、また同じく包括的支援事業、任意事業分として、40万8,000円をそれぞれ減額補正いたしております。

次に、7款財産収入・1項財産運用収入・1目利子及び配当金につきましては、2万8,000円の増額補正でございます。

次に、8款繰入金・1項一般会計繰入金につきましては、1目介護給付費繰入金につきましては、449万6,000円の増額補正であります。2目地域支援事業繰入金、介護予防事業分につきましては、39万2,000円減額補正いたしております。

では、5-12、13ページをお開き願います。3目の同じく包括的支援事業、任意事業につきましては、18万9,000円、4目その他一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金を272万3,000円、それぞれ減額補正いたしております。以上で、介護保険事業特別会計の平成25年度補正予算に関する説明を終わります。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第5号平成25年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第6号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。補正予算書の6-1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,399万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,681万9,000円とするものでございます。まず歳出を御説明いたします。6-10、6-11ページをお開きください。款・項・目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金として、1,399万4,000円の減額補正でございます。これは、山口県後期高齢者医療広域連合の平成25年度決算見込みにより、保険基盤安定負担金1,646万円の減額、後期高齢者医療保険料246万6,000円の増額、この二つを合わせたものでございます。

続きまして、歳入でございます。6-8、6-9ページをお開きください。款、

項ともに後期高齢者医療保険料・1目特別徴収保険料541万円の減額・2目普通徴収保険料787万6,000円の増額で、合計246万6,000円の増額補正でございます。これは、後期高齢者医療広域連合の保険料収納見込みにより補正するものでございます。

3款繰入金・1項一般会計繰入金・2目保険基盤安定繰入金といたしまして、1,646万円の減額補正で、一般会計の後期高齢者医療事業特別会計繰出金、また歳出で御説明いたしました保険基盤安定負担金に対応するものでございます。これは、山口県後期高齢者医療広域連合の平成25年度決算見込みにより、保険基盤安定繰入金を補正するものでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第6号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号美祢市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、斎藤消防次長

○消防本部消防次長（斎藤光雄君） 議案第23号美祢市手数料条例の一部改正について、御説明させていただきます。議案第23号美祢市手数料条例の一部改正については、議案書の23-1から23-2、参考資料については、ページ4から11ページの美祢市手数料条例新旧対照表をご覧ください説明いたします。美祢市手数料条例の一部改正、別表その1については、山口県から権限移譲を受けました火薬取締法における火薬類製造等の許可事務及び武器製造法における猟銃等の許可事務に係る事務手数料を美祢市手数料条例第2条関係別表その1に新たに加えるものです。並びに、議案書23-2中ほどからの美祢市手数料条例第2条関係別表その2

については、地方自治法第228条第1項に基づく地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が、平成26年1月19日政令第17号により公布され平成26年4月1日から施行されます。これに伴い、危険物製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る事務手数料の一部を改正するものであります。施行期日につきましても、いずれも平成26年4月1日から施行するものです。なお、この火薬類許可等に関する事務及び危険物関係の事務については、消防本部予防課危険物係で担当いたします。以上で説明を終わります。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第23号美祢市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号美祢市すこやか子育て基金条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） それでは、議案第24号美祢市すこやか子育て基金条例の制定について御説明申し上げます。議案書の24-1ページをお開き願います。今回新たに基金を創設いたしまして、条例の整備をいたすものでございます。それでは、まず第1条におきまして、基金の設置目的について定めたものでございます。子育て支援事業を推進し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する経費の財源に充てるための基金といたしております。

第2条では、積み立てる額につきましては、予算で定める額といたしております。第3条では、基金の運用管理について。第4条では、基金から生じる収益につきましては、当該基金へ編入することといたしております。

第5条では、基金の繰り替え運用ができる旨を定めたものでございます。第6条

で、基金の処分について定めたもので、設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、全部または一部を処分することができるというものでございます。第7条は、委任規定となっており、附則におきまして、この条例は、平成26年4月1日から施行することといたしております。以上よろしく願います。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 先に失礼いたします。今回、美祢市すこやか子育て基金条例の制定ということで、これは平成26年度の美祢市の重点事業として載っております。その中の確か4番目で人の育成、教育環境の充実、歴史・文化の継承、人材育成ということで、そういったカテゴリー、範疇の中での新規事業としての、すこやか子育て基金創設事業1,000万ということで、条例踏まえて、他の自治体も同様な形で進めているとは思っております。それで、まず、一般財源から1,000万円の基金、積立ということで、一番確実かつ有利な方法で保管するというところで、この金融機関でこの利潤っていうのは、ほとんどもう安全性という面で、あがってくる額っていうのは、わずかなものと思いますけれども、その利潤がどの程度かということと、それはどうでもいいんですけど。この事業の中身が今後どういう形で使われるか、こういったところの説明が、どういうこの基金が、子育て支援事業として使われるか、説明が具体的にないわけですね。ここのところのものを、何か今後こういったものに子育て支援事業として使っていくっていう、何かそういったものというか、具体性のものが何かあるかどうか、分かっておれば、その辺を説明願いたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。事業の内容につきましては、平成26年度でございますけれども、この26年度におきましては、基金の設置目的である安心して子どもを産み育てることができる環境について、どのような事業メニューがあるかと。また、総合計画を26年度後期を策定いたしますので、その辺りとの整合性も図り、26年につきまして具体的な協議を進めてまいりたいということで、今、具体的な事業はこれということの内容はございません。これから具体的に協議していくということになろうと思いま

す。また、平成27年度から新たに子ども子育ての支援新制度が開始されますので、この中でも国のメニューでそういう地域の子ども子育て支援の充実を図り、より子どもを産み育てやすくするための施策ということも予定されておりますことから、国の事業メニューとも勘案しながら、有効的かつ効果的な事業を今後協議し、決定して実施してまいりたいということを考えております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今後、事業メニュー具体的に子育て支援事業、これから組んでいくということで、まず、基金を立ち上げていく、そういったところがメインということで。こういった施策というのは当然国のほうからの新年度予算から入ってきた部分とは思っておりますけれども、今後、これ、国の意向もありますけど、これは今年度、また今後続いていくような方向性なんかどうか、この辺は何か分かります。

○委員長（岩本明央君） はい、井上部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） ただいまの岡山委員の御質問ですが。昨日岡山委員さんのほうで予算委員会の総括的な事項で市長にお尋ねになられた中で、市長もこの1,000万の基金のことも含めて答えておるところですけれども。やはり、環境整備をどのようにしていくかということは、いろんな形が考えられる。定住対策も含めて保健医療も含めて考えなきゃいけない。また、高齢者とのバランスのこともいろいろある中で、後期の計画の中でどのようにしたらいいかというのを、具体的に今からやっっていこうと。この1,000万の基金は、国がこうだからというんでやったわけではございません。やはり今、市の人口が減っている。産まれてくる子どもが少ないという状況を、何とか打開しなければいけないということで、とりあえず1,000万円を積み立てて、もし年度途中でも、これはという事業があればそちらのほうに取り崩してでも、展開をしていきたいという市長の思いもあります。この辺りを早急に事業を展開していくことをすぐに課題として、今私ども与えられておりますので、先ほど次長が言いました子ども子育ての中の会議、あるいは後期の計画の会議の中で具体的な施策をつくり上げて、できるだけ早く事業展開できるようにしていきたいということでございます。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 私も昨日総括質疑で、今言われたことについて質問し、また

一年間で美祿市で産まれた子どもさん105人、非常に厳しいと。そういったところで今後の子どもを産みやすい、また、育てやすい、こういったところの1,000万円基金を付けられておりますので、いろいろ今現在ほかの自治体で子どもさんが、ほかの自治体に比べて出生率が高いとか、そういったところをどういった具体的な施策をやっておるか、そういったところのアンテナをしっかりと張って、そういったところに有効であれば基金をしっかりと活用していただきたいことを、お願い申し上げます。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） 質問は岡山議員と全く同じ質問をしようと思っておりましたが、1,000万円という金額であります。例えば、この庁舎は積み立てが5,000万、庁舎がもつか子ども達がいなくなるか、どちらが大事じゃ。やはり、これは1,000万円では、一挙に達しませんから、4、5,000万位なことをやって安心して子どもを産み育てる環境をつくるべきだというふうに思っておりますし、1,000万円じゃ少ないですよ。是非とも、考えていただきたいと思います。

○委員長（岩本明央君） これ、ご要望でよろしゅうございますか。その他。はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたしますが、予算の概要を見ますと、予算書内訳全部一般財源になっておりますけど、国からの支援というのはないんですかね。それと、近隣の市町の状況を1,000万どのくらい積み立てるんか、それが分かれば教えていただいたらと。

○委員長（岩本明央君） はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） 只今の秋枝委員の御質問にお答えいたします。この1,000万円につきましては、市単独での基金の積み立てでございます。以上です。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。（発言する者あり）

○市民福祉部次長（三浦洋介君） 県内の自治体の関係ですけれども、正式には調査しておりませんが、私の知る限りでは、ないだろうということを把握しております。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第24号美祢市すこやか子育て基金条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号美祢市社会教育委員設置条例の一部改正についてを議題いたします。執行部より説明を求めます。はい、内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） 議案第25号は美祢市社会教育委員設置条例の一部改正についてであります。議案書は25-1ページをお開きください。これは、社会教育法の一部改正が行われ、これまで法律で定めていた社会教育委員の委嘱基準が削除され、当該委嘱の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行うものがございます。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第25号美祢市社会教育委員設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号美祢市青少年問題協議会条例の一部改正についてを議題いたします。執行部より説明を求めます。はい、内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） 議案第26号は美祢

市青少年問題協議会条例の一部改正についてであります。議案書は26-1ページをお開きください。これは、青少年問題協議会法の会長及び委員の任命要件が削除されたことに伴い、法に基づき条例で定めていた会長任命要件を改定し、新たに会長、副会長及び委員の任命要件を定めるものでございます。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第26号美祢市青少年問題協議会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、高橋文化財保護課長。

○教育委員会事務局文化財保護課長（高橋文雄君） 議案第27号美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。議案書の27ページの1をお開きください。これは、現在、秋吉台科学博物館は、12月28日から1月4日までを除き、毎日開館しておりますが、施設及び学芸業務の更なる充実を図るため、歴史民俗資料館や長登銅山文化交流館などと同様に、毎週月曜日を休館とする改正を行うものでございます。詳細につきましては、参考資料の14ページをご覧ください。第6条に第1号として月曜日を加えまして、第2項を削除するものであります。また、第7条、10条、11条につきましては、語句の整備を行うものであります。この条例は、平成27年1月1日から施行するものとし、周知期間を設けるものでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第27号美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号美祢市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） それでは、議案第29号美祢市営住宅条例の一部改正について御説明いたします。議案書29-1ページ、参考資料17ページをお開き願います。この度の改正は、平成24年度に実施した市営住宅の建替事業の完了に伴う別表の一部改正であります。別表に加えるものは、下領北団地建替事業により建設した下領北団地10棟30戸であります。また、別表から削除するのは、下領北団地建替事業により解体した下領北団地4棟16戸であります。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ちょっとお尋ねしたいんですけども、この下領北団地の昭和47年度の項及び昭和48年度の項を削るってありますけれども、これは、下領北団地が昭和47年、8年に建設されて、今回新たに建設されたということで、そういった形の取り扱いということによろしいんですかね。42年経過しちよつたということですか。

○委員長（岩本明央君） はい、中村課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） その通りでございます。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） この下領北団地の建設から42年で、今回建て替えされたということで。今、実際あそこの下領北団地古いやつが若干あったんですけど、もうこ

れ全部ちょっと最近注意して見てなかったんですけれども、ほとんど皆残ってる古い建屋はもう今すでにないかどうかということと。

それと、当初から比べたら人口が相当減少しております、元々あった下領北団地の戸数に対して、今回1、2年前に建設された下領北団地の戸数というのは、再配置計画、都市計画の中にあって、この辺は従来と同じ戸数を建てたのではなくて、その辺の数量の削減等は、そういったことも勘案されて対処されているのかどうか、この辺についてちょっとお尋ねしておきます。

○委員長（岩本明央君） 伊藤建設経済部長。

○建設経済部長（伊藤康文君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。まず、住宅には古いのは一切ございません。それとこの建て替えにつきましては、この下領北団地と隣接であります、今下領団地というのが南側でございますが、総合的に建て替えについてはやっております。かつ、隣接の小団地についても、ここに統合するというところでやっております。したがって、戸数については、全体的には従前の下領北だけを見た場合よりはふえてはおります。総合的に美祢市全体でマスタープランにのっとりまして、平成7年時代から下領の建て替え、13年時分の頃から下領北の建て替えを進めておりますので、そういうような形となっております。以上です。

○委員長（岩本明央君） そのほかございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） いずれにしても、この下領北団地以外に近隣に大きなF棟、B棟とか、結構5階建て、4階建て、建って集中しておりますよね。それは、都市計画の範囲内でいろいろあった、そういった下領地域に建設して病院もあると、駅もある、銀行もある。結構歩けば何とかなるようなエリアで、スーパーもある。そういった面でそういったことを勘案しながら、地域で総合的に住みやすい形での市営住宅を建設し、定住政策を行った。そういう都市計画の中で進めてこられたからこそ、若干あの辺は従来よりもふえてきて、そういう認識でよろしいんですかね。

○委員長（岩本明央君） はい、伊藤建設経済部長。

○建設経済部長（伊藤康文君） 先ほど言いましたとおり、旧美祢の時代に、平成7年度時分に全体を一応その時の戸数を超える戸数で、建て替え計画を策定しております、それにのっとりましてこの度、平成24年度に下領地区の建て替えが終わったということで、戸数的なものは先ほど言いましたとおり、従前より多くござい

ますし、先ほど5階建てとか言われましたけど、それも全部合わせて下領北団地でございますので、下領南と下領北団地で総合的にやっとならぬということで、理解していただきたいと思ひます。

○委員長（岩本明央君） そのほかございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第29号美祢市営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号美祢市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、阿野消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（阿野一俊君） それでは、議案第30号美祢市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について御説明いたします。説明書の30-1ページをお願いいたします。制定の理由について申し上げます。この条例制定については、平成25年6月14日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同第7条において消防組織法が一部改正されたことに伴い、消防組織法第15条第2項で示されております消防長及び消防署長の資格を政令で定める資格から、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として、市町村の条例で定める資格に改められたことにより制定しようとするものであります。この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。以上です。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませぬ

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第30号美祢市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり可決されました。ここで10時40分まで休憩いたします。よろしくお願いいたします。

午前10時27分休憩

.....
午前10時40分再開

○委員長（岩本明央君） 休憩前に続き会議を再開いたします。それでは、次に議案第10号平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第10号平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。予算書の15ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億5,727万8,000円と定めるものでございます。始めに、平成26年4月からの制度改正等について、主なものを御説明いたします。まず1点目は、国民健康保険税の課税限度額の改正でございます。保険税には、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の三つがございます。このうち、後期高齢者支援金等課税額の限度額が現行の14万円から16万円に、介護納付金課税額の限度額が現行の12万円から14万円に改正されます。

次に2点目です。国民健康保険の軽減対象者を拡大するため、軽減措置の基準を改めるものでございます。軽減判定所得の算定にこれまで含まれなかった世帯主を加えるほか、一人当たりの軽減判定金額の枠を広げることになりました。

3点目は、非自発的失業者の属する世帯の高額療養費及び高齢介護合算療養費の自己負担限度額の見直しでございます。非自発的失業者の属する世帯の自己負担限度額について、先ほど説明しました2点目の判定基準を用いまして、低所得世帯の自己負担限度額を適用することになります。

4点目は、70歳台前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の改正

でございます。70歳以上75歳未満被保険者の受診時一部負担金の割合を2割から1割に減額する現行の取り扱いについて、平成26年4月以降新たに70歳に達する被保険者から段階的に2割負担といたします。3月末までに70歳に達する被保険者は75歳になるまで1割負担とする特例が継続されます。なお、70歳以上75歳未満の被保険者のうち、一般保険者の高額療養費制度の自己負担限度額については、一部負担金の割合にかかわらず、引き続き現行の額でいくことになっております。

5点目は、高額療養費制度について、70歳未満の所得区分を現行の3区分から5区分に細分化し、世帯の所得状況に応じ、自己負担限度額を見直すこと、また、これに伴い、高額介護合算療養費制度の所得区分を高額療養費制度と同様に細分化するとともに、自己負担額限度額の見直しを行うこととされました。なお、これについて実施は平成27年1月1日からとなります。以上の内容を考慮し、予算を編成しております。

それでは予算書の350、351ページをお開きください。最初に、1款総務費です。国保事業運営上の経常経費であります人件費、事務費を計上しております。前年比較の増額は主に人件費の増によるものでございます。

次のページをお開きください。次に、2款保険給付費・1項療養諸費です。一般被保険者6,122人、退職被保険者等505人を見込み算定しております。1目一般被保険者療養給付費については、22億3,785万9,000円を計上し、特定財源として、国庫支出金・県支出金4億329万2,000円、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、諸収入、合わせまして、14億258万5,000円を見込んでおります。

次のページをお開きください。2目退職被保険者等療養給付費については、1億9,202万1,000円を計上し、特定財源として、療養給付費交付金1億4,281万7,000円、諸収入12万5,000円を見込んでおります。

3目一般被保険者療養費、これは、柔道整復師の施術、補装具、はり・きゅう療養費として、1,418万4,000円を計上し、特定財源として、国庫支出金・県支出金255万5,000円を見込んでおります。

4目退職被保険者等療養費として、104万円を計上し、特定財源として、療養給付費交付金を同額見込んでおります。

次に、2項高額療養費でございます。高額療養費は一カ月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたとき、その超えた部分を支給される制度で、1目一般被保険者高額療養費として、一カ月当たり2,564万円を見込み、3億767万8,000円を計上し、特定財源として、国庫支出金5,544万5,000円、前期高齢者交付金1億7,165万8,000円、共同事業交付金8,057万5,000円を計上しております。

次のページをお開きください。2目退職被保険者等高額療養費といたしまして、一カ月当たり319万5,000円を見込み、3,834万円を計上し、特定財源として、療養給付費交付金を同額見込んでおります。

次のページをお開きください。4項出産育児諸費・1目出産育児一時金として、一件あたり42万円を支給するもので、15人分630万円を計上しております。5項葬祭諸費として、一件あたり4万円を支給するもので、65件分、260万円を計上しております。

3款、1項ともに後期高齢者支援金等・1目後期高齢者支援金といたしまして、3億4,520万7,000円を計上しております。これは、後期高齢者医療制度への支援金で、社会保険診療報酬支払基金に支払うものです。特定財源として、国庫支出金・県支出金1億6,097万円、療養給付費交付金2,326万7,000円を見込んでおります。

次のページをお開きください。6款、1項、1目ともに介護納付金として、1億2,846万4,000円を計上しております。これは、介護保険の2号被保険者に係る納付金で、社会保険診療報酬支払基金に支払うものです。特定財源として、国庫支出金・県支出金6,423万2,000円を見込んでおります。

次のページをお開きください。7款、1項ともに共同事業拠出金です。1目高額医療費共同事業拠出金は、高額な医療費の発生による国保財政への影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象として、各保険者からの拠出金と国・県の負担金を財源として共同事業を行っております。この拠出金9,384万5,000円を計上し、特定財源として国庫支出金・県支出金4,692万2,000円を見込んでおります。

2目保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村間の保険税の平準化と保険財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり30万円を超える医療費を対象として、各

保険者からの拠出金を財源として交付金を交付する事業に対して、3億2,017万3,000円の拠出金を計上し、特定財源として、共同事業交付金を同額見込んでおります。

次に、8款保険事業費・1項、1目ともに特定健康診査等事業費2,543万8,000円です。2,150人の受診者を見込んでおります。特定財源として、国庫支出金・県支出金1,761万2,000円、諸収入4,000円を見込んでおります。

次のページをお開きください。2項保健事業費・1目保健衛生普及費、これでは高齢者を中心とした市民の健康づくりと美祢市温水プールの利用促進を目的とした水中運動教室事業等に対し、313万2,000円を、2目疾病予防費では脳ドック、はり・きゅう施術への助成事業に102万9,000円を計上しております。

次のページをお開きください。10款諸支出金・2項繰出金です。1目直営診療施設勘定繰出金262万5,000円を計上しております。これは、美祢市立美東病院の医療機器等の整備に係る繰出金で、特定財源として国庫支出金を同額見込んでおります。

続きまして、歳入について御説明いたします。338、339ページをお開きください。1款、1項ともに国民健康保険税でございます。平成25年7月賦課状況を参考に算定しております。現年度分の収納率については、特別徴収では100%、普通徴収では、一般被保険者分といたしまして92.9%、退職被保険者等については96%を見込み、滞納繰越分については、一般被保険者分、退職被保険者等分ともに収納率を14%として算定しております。一般被保険者は6,122人と見込み、一般被保険者国民健康保険税として、6億2,904万8,000円、退職被保険者等は505人と見込み、退職被保険者等国民健康保険税として、4,907万9,000円、次のページをお開きください。合わせて、6億7,812万7,000円、平成25年度に比べ866万2,000円の増額となります。国庫支出金・県支出金・療養給付費等交付金につきましては、それぞれの負担割合に応じて計上しております。

342・343ページをお開きください。5款、1項、1目ともに前期高齢者交付金15億1,774万円です。これは、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費にかかる社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。前期高齢者医療制度に

基づき実施されるもので、全国の65歳から74歳の方の医療費を国保や他の健康保険等の各保険者で調整を行うもので、前期高齢者の加入率が高い保険者には交付金が支出され、低い保険者は納付金を支出することにより調整が行われております。

次のページをお開きください。9款繰入金・1項、1目ともに一般会計繰入金2億4,130万8,000円です。これは、一般会計より国・県が示す制度基準内繰入金でございます。説明欄、保険基盤安定繰入金、これは保険税軽減分でございますが、9,772万3,000円でございます。

次のページをお開きください。保険基盤安定繰入金、これは保険者支援分でございます。1,979万8,000円、職員給与費等繰入金6,233万9,000円、出産育児一時金等繰入金420万円、財政安定化支援事業繰入金4,245万円を計上しております。その他一般会計繰入金1,479万8,000円、これは、国保被保険者負担軽減対策費助成事業で、福祉医療制度の実施に係る国保負担軽減対策のための繰入金でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 今説明を受けましたが、国民健康保険の予算を編成するにあたって、最初にこの制度の改正部分をお話されたと思いますが、何項目かあってということでありましたが、それを何か活字にしたものがありますか。

○委員長（岩本明央君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） ただいまの御質問ですが、活字にしたものというのが、例えばチラシとかそういうものでございましょうか。それともこちらのほうでつくっておる原稿というようなものでございましょうか。

○委員長（岩本明央君） はい、萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 今項目3項目か4項目改正部分言われましたよね。そのことが、今のこの予算書見ただけで理解できないわけですよね。ですから、今すぐっていうわけにもいかないでしょうが、最終本会議まででも結構ですが、どういう内容が変わったのかっていうものを、ちょっと一覧表にしてもらえると助かるがという意味です。それから、今後、その今度新年度において、被保険者の方に課税をされると思うんですが、その時のチラシも、きちんとそこらへんが分かるようなチラシ

を作成されないと、ただ税金の納付書だけ送られたんではまた、ちょっと分からないことがおこってくる、また質問もおこってくるんじゃないかと思いますので、その辺はその将来のこととしてですね、とりあえず私どもが理解するのに、何がどういうふうに変ったのかという根本を、ちょっと一覧表にしてほしいというお願いです。

○委員長（岩本明央君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） ただいまのご要望につきまして、分かるものをつくりまして、また、御提出させていただければと思います。それと一般の市民の方につきましては、市報、それと有線テレビ等通じまして、この改正点については御説明するように段取っております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、その他。俵副委員長。

○副委員長（俵 薫君） 予算そのものとはちょっと違うかもしれませんが、国民健康保険税、毎年予算総額が増加しております。私も美祢市の国民健康保険のお世話になっておるんですが、この予算が毎年増加していく。しかしながら、日本は今人口減少社会にもすでに突入をしていると思っております。どっかの時点でこのピークがくるといふふうに、考えられるわけですね。例えば後、何年先どのぐらいの予算総額になるよってというような試算等はされていますかどうか。教えていただければと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部部長（井上孝志君） ただいまの俵委員の御質問にお答えいたします。将来の予算総額がどれぐらいになるかっていうのは、現時点ではちょっと予測が困難であることをまず御理解いただきたいと思います。ただ、制度そのものにつきまして国のほうで、かなり前から、国保の制度そのものを県で一本化したらどうかということが提案をされ、いろいろ議論をされております。現状では、まだ確定はしてありませんが、2017年、平成29年を目途に国のほうでは、国保の県での一本化、これは各市町村でかなり財政力に差がありますし、人口的な部分もかなり差があるので、保険料の額にしてもばらつきがあるのを、せめて県で統一しようという考えでなされたものです。29年が絶対ということにはまだなってないようですが、いずれにしても29年30年あたりには、そういうふうな形で制度を守るために、県で一本化していこうということになるろうかと思っております。

なお、美祢市の制度に関しましては、昨年度いろいろと皆さん方の御協力いただきまして、保険料の5年ぶり——合併後初めて値上げという形をさせていただきます。それによりまして、今国保の会計そのものは安定をしておりますし、ここ4、5年はいけるのではないかというのが我々の今見方でございます。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。はい、俵副委員長。

○副委員長（俵 薫君） お願いになろうかと思うんですが、昨年改定されて保険料高いですね。住宅ローンが二つあるような気がしております。この先10年先にはこれがどういうふうになるのかっていう覚悟を決めんにゃいけないので、その将来の見通しをできればつくっていただければと思います。お願いでございます。

○委員長（岩本明央君） 要望じゃね。そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第10号平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成26年度美祢市観光事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、繁田観光総務課長。

○総合観光部観光総務課長（繁田 誠君） それでは、議案第11号平成26年度美祢市観光事業特別会計予算について御説明をいたします。

まず、歳入のほうから御説明申し上げます。予算書の378ページ、379ページをお開きください。1款観光収入・1項観光収入・1目観覧料6億643万円でございます。これは、秋芳洞入洞者数59万人、大正洞1万3,000人、景清洞2万4,000人の入洞客数を見込んだものでございます。

次に、2項養鱒場収入・1目鱒販売収入572万1,000円につきましては、虹鱒5万2,000匹の販売収入を見込んでおります。3目鱒釣収入977万5,

000円につきましては、2万3,000匹相当の鱒釣収入を見込んでおります。

2款使用料及び手数料・1項使用料・1目観光事業使用料2,129万5,000円、主なものは、広谷駐車場使用料1,980万円でございます。

続きまして、380ページ、381ページをお開きください。2項手数料・1目手数料63万円で、乗車券販売手数料となっております。

3款県支出金・1項委託金・1目観光総務費委託金114万円です。内訳は、国定公園秋吉台に関します県からの維持管理業務委託金でございます。

続きまして、382ページ、383ページをお開きください。5款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金228万7,000円です。これは、リフレッシュパーク、トロン温泉の市民福祉部分に係る一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、5款繰入金・2項基金繰入金・1目観光事業運営基金繰入金121万7,000円です。これは、これまで観光事業運営基金として積み立てておりましたが、経営健全化計画の最終年度であることから、これを取り崩して繰り入れる事により、事業会計の健全化を図るものでございます。

6款諸収入・2項雑入・1目雑入1,322万7,000円、主なものとしましては、冒険コースの利用料が955万8,000円でございます。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。384ページ、385ページをお開きください。1款観光総務費・1項総務管理費・1目一般管理費につきましては、1億7,346万3,000円を計上しております。主なものとしまして、002一般管理費の内、手数料が2,079万3,000円、これは旅行業法により登録されております旅行業者が、送客した観覧料金の12%を支払う斡旋手数料が主なものでございます。業務委託料712万5,000円、これにつきましては、総合案内業務305万5,000円、観光センター夜間管理業務176万6,000円等でございます。また、案内業務委託料406万9,000円、秋吉台観光交流センターでの委託職員費になります。

続きまして、386、387ページをお開き下さい。003秋吉台リフレッシュパーク・秋吉台家族旅行村管理運営事業6,398万7,000円です。主なものは指定管理料5,999万9,000円です。算定にあたりましては、消費税率の

改正等を考慮した市の積算額となっております。

次に、004環境衛生事業特別会計繰出金594万1,000円です。これは、環境衛生事業への繰出金で、秋吉台・秋芳洞地域の環境保全のために観光事業特別会計からの負担基準に基づき、下水道事業へ繰り出す経費でございます。2目施設管理費につきましては、2,599万9,000円計上しております。主なものは、修繕料が498万1,000円、施設等清掃委託料749万6,000円、秋芳台周辺の環境整備委託料389万9,000円、施設保守委託料が403万1,000円、昇降機内廃棄物業務委託等業務委託料としまして、246万9,000円。その他施設老朽化に伴う各種設備工事費としまして、200万円計上しております。

388、389ページをお開き下さい。1款観光総務費・1項業務管理費・1目秋芳洞業務費につきましては、7,111万7,000円を計上しております。主なものは、業務委託料711万6,000円、秋芳洞案内所に設置してあります入金機オンラインシステム業務委託料と有料駐車場2カ所の料金徴収業務の委託料でございます。秋芳洞案内業務委託料4,253万9,000円につきましては、秋芳洞の案内所の窓口及び案内業務を行います委託職員20名分の業務委託料でございます。機器借上料602万2,000円につきましては、洞内電話システム使用料、自動案内システムリース料等でございます。

続きまして、2目大正洞・景清洞業務費が1,913万7,000円です。

390、391ページをお開き下さい。主なものは、大正洞・景清洞案内業務委託料1,217万4,000円、これは、大正洞・景清洞の案内所の窓口及び案内業務を行います業務委託料でございます。その他、施設整備工事費としまして景清洞等の遊歩道改修工事を130万円予定しております。3目養鱒場業務費が2,192万6,000円です。主なものは、002養鱒場管理運営事業としまして飼料費415万円、養鱒場業務委託料200万6,000円でございます。

○委員長（岩本明央君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） 予算書の392、393ページをご覧ください。2款観光振興費・1項振興管理費・1目一般管理費について、7,580万1,000円を計上しております。主な事業につきまして御説明いたします。

まず003外国人観光客受入対策事業として、1,273万8,000円計上し

ております。これは、主に台湾及び韓国をターゲットとしたプロモーション経費であります。臨時職員賃金215万3,000円は、台北市に開所しました美祢市台北観光・交流事務所で、通訳及び関係機関とのコーディネートをしていくものであります。

次に、特別旅費254万4,000円は、台湾及び韓国へのプロモーションに要するものでございます。

394、395ページをご覧ください。続いて、業務委託料150万円につきましては、主なものとして、秋吉台地域の案内、解説等をスマートフォン対応したアプリの開発を行い、受け入れ態勢の環境整備を図るものでございます。

次に、国際観光・交流推進協議会補助金422万円を計上しております。現在、観光交流を主に活動しておりますが、人的交流・経済交流のお話もふえてきております。そういった関係機関と協議し、事業展開を図る組織への補助でございます。

次に、着地型観光推進事業として、819万7,000円を計上しております。これは、近年の観光旅行者の旅行志向が多様化しております。地元でしか知らないという資源というものに関心が高まってきております。このような資源を周遊するコースを設定し、広く周知を図り、美祢市内への誘客を図ることを目的としたものでございます。

次に、006おもてなしの人づくり・おもてなし認定事業として、593万6,000円を計上しております。これは、昨年制定いたしました、おもてなしのまち美祢観光振興基本条例に基づき、観光事業者、観光関係団体、交通事業者など、美祢市の顔となる人材の育成を図るものであります。

続いて、007観光宣伝活動強化事業として、1,670万3,000円を計上しております。主なものは、観光プロモーション補助金1,604万9,000円であります。これは、観光宣伝、旅行エージェントとの折衝、効果的な広告等について、時流の変化にスピーディーに対応し、ミスマッチを起こすことないように民間のノウハウを積極的に活用できるよう観光協会へ補助するものであります。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、繁田観光総務課長。

○総合観光部観光総務課長（繁田 誠君） それでは続きまして、3款予備費・1項

予備費・1目予備費としまして、2億7,641万2,000円を計上しております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、最初に養鱒場収入の件について、お尋ねしたいと思います。この養鱒場の収入が1,549万7,000円、そして養鱒場業務費用が2,192万6,000円ということで、差引き、新年度としては640万円程度のものが、養鱒場に関しましては赤字になっていく。こういった見方でよろしいのでしょうか。この辺について、まずお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、繁田観光総務課長。

○総合観光部観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えします。養鱒場事業につきましての、26年度の予算編成額の内訳かと思えますけども。まず、鱒販売収入につきまして約572万円、鱒釣り収入につきまして、977万5,000円、雑収入につきまして、217万円を見込みまして、収入合計を1,766万5,000円と見込んでおります。

それに対しまして、支出経費の合計額が2,168万6,000円を計上しております。差引きの赤字見込額を402万1,000円と見込んでおります。本来であれば各事業単体毎に黒字を見込むべきですけども、昨今の状況は、常に赤字を抱えておりまして、少しずつこの軽減を図る目的ではございますが、経営健全化計画の最終年ということで、収入と歳出の管理を徹底して目標達成を図ることから、現実的な予算編成とさせていただきます。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 釣りの収入が入れて、最終的に収益の赤字が402万ということでありました。ずっと、10年近く見て、ここの部分、確かね4、5年前からずっと370万から400万ぐらい。こういったところをずっと、収支ずっと赤字が続いてきてるなという思いで。今回も402万ということで、同じような状況が続いておる。

そういった中で今回アマゴ販売収入、これゼロということでこれについては、また、人件費かけてやったって、もうこれではだめということでこれ取りやめたと。アマゴ販売を今回収入をしなかったっていうのは、当然収益赤字が拡大するという

ことでしないということになったんかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、繁田観光総務課長課長。

○総合観光部観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えをします。新年度予算編成において、アマゴの販売収入ゼロの理由でございますが、今年度養鱒場についても、収益は悪化をしております。その要因としまして、魚病が発生したことによります。その魚病の発生要因の一つとしまして、鱒に比べてアマゴが大変病気に弱いということで、アマゴから感染をして鱒に影響を与えるということが判明をいたしましたので、アマゴに関しましては、販売を中止することを決定いたしました。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） そういったことでそれだけのノウハウがあつて、対処して拡大していくっていうんでいいけれども、そういった判断をされたということで、よく分かりました。そういったことで、ちゅうても鱒販売収入、これ572万。そして、鱒釣り収入等合わせて977万入ってます。結構やり方によっては、収入入ってくるんだな、そういう思いもあります。そこで、私も2年前に、福島県の視察で教育民生建設観光委員会で視察で、養鱒場とか行って見て来ました。非常に施設も大がかりであるし、相当なノウハウ、また、人員もかけて、東京の築地にも出しているということで、それだけの施設、人材、物、そういったものが全て揃つておつて、初めて、またこの経営者の哲学性も、将来、海で魚が今後多く取れなくなった時に、この養殖で育てて、少しでもそれを補填するという、そういう深い考え方、哲学性のものがあつてやってるから、そこの出発点が違うなど、取り組みが違うな、意欲が違うなということを感じました。

それで、今のまんまであれば、私は今のまんまの赤字がずっとこう今後も続いていくことが、火を見るよりも明らかと思います。そこを、今後何か具体策を持っておられるかどうか。例えば鱒を真空パックして加工して、そういったものを販売して通信販売とかそういった方向もいろいろあると思っておりますけれども、そういった形で販売網を拡張して、収入をふやしていく。そこは職員じゃなくて、別な方をしっかりと対応していくような、こういった食品衛生の免許も取らんにゃいけないでしょうけども、そういったところのものの、今後鱒釣り収入を拡大し

ていくための何らかの一步前進したお考えを持っておられるかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、繁田観光総務課長。

○総合観光部観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えをしたいと思います。ただいま、委員のほうから御紹介をいただきました視察先につきましても、まだ深い知識を得ておりませんが、概略的に大変大規模で素晴らしい施設だということは認識しております。美祢市の養鱒場につきましても、理想的な目標値といたしますか、そういったものは、鱒の販売につきましても、販売数6万匹に対しまして660万円、釣堀り収入2万7,000匹に対しまして1,147万5,000円、雑収入300万円の合計2,107万5,000円を現実的な目標値と定めております。しかし現在、赤字要因が続いておりますことに関しまして、経営健全化計画では、その存続につきましても検討するということですので計画をしておりますが、その諸問題の解決にあたりましても、老朽化した施設が最大の要因と考えております。

しかしながら観光事業、美祢市全体でもそうですけれども、施設につきましても、どこも老朽化しております。経営健全化計画達成後の黒字額発生をした場合に、各観光施設とも改修計画をたてていくわけですが、その中で養鱒場の施設の改修を考えた時に、この単体で、養鱒場単体で考えるだけでなく、美祢市にとりまして観光資源としまして、別府弁天池が注目を浴びております。この別府弁天池の観光施策を考える時に、弁天池単体で考えるものでもなく、養鱒場との総合連携、経済効果、また秋芳北部地区全体としての観光振興、江原でありますとか、八代でありますとか、滝でありますとか、そういった全体の中でこの養鱒場のあり方を検討していくことで、今年度から地元協議会にも出席をしまして、庁舎内でも内部検討に入っております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 美祢市の観光交流拠点都市として、総合的にこういった養鱒場等を、当然見ていくことは私は大事なものと思っておりますし、そのところを別に大規模にするとかそういった視点じゃなくて、せめてこの収益が、とんとんとなるぐらいの形での、養鱒に関する収支、よくするように考えていくこと。いかにこの後400万売上げ等をしっかりと上げていくか、そのところをもう少し力を入れ

ていただければ、私は非常にそういった視点が大事。これをすぐなくすとかそういった次元じゃなくて、これは非常に私は市長も主張してくれるのも一つの観光交流の拠点の一つの重要なスポットでもあるし、私もその辺については、同じ考えを持っておりまして、何とかいろいろ今後、市のほうで検討されると言われておりまして、その辺については地域の住民のことも取り入れて、今後この養鱒場の収支が、何とかとんとんぐらいになっていくぐらいに、なるように何かどうか知恵を出していただきたいことを要望いたします。以上です。

○委員長（岩本明央君） 要望でよろしいですね。そのほかございませんか。はい、下井委員。

○委員（下井克己君） 歳入の観覧料の洞の観覧料59万人を見込んでおると言われたんですが、今年の分かる1月でも2月でもいいんですけど、分かる範囲内で今どれぐらいなんでしょうか。

○委員長（岩本明央君） はい、繁田観光総務課長。

○総合観光部観光総務課長（繁田 誠君） 下井委員の御質問にお答えをします。先ほどの岡山委員の御質問、只今の下井委員の御質問も月曜日、火曜日の一般質問をいただいておりますと全く同様に、先ほど少し御説明を深くしすぎたかと反省しております。

入洞施設59万人で算定をさせていただいております。昨年の予算算定では61万人でございました。この主な要因が今年度の決算状況の入洞見込者数を、52万5,000人と。昨年の59万4,000人に対しまして、約7万人の減少を招いております。主な要因としまして、昨年の夏に起こりました阿東須佐の集中豪雨被害、及び最大の要因は島根県出雲の元々縁結びというキーワードで観光振興を長く取り組まれておりましたけども、昨年大遷宮を迎えまして、通常250万人程度の参拝客数は800万人を超えたという一大ブームを起こしました。そのことが多く原因したと思っております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、下井委員。

○委員（下井克己君） ちょっと私が心配したのが、昔秋芳町の時も議員をやっております、過大な人数を見込み過ぎてということが度々あったもので、ちょっと心配したんですが、今からの観光協会等で頑張ってください、入洞者数がふえることを期待しております。

それで、今度は歳出のほうの一般管理の業務委託料、案内業務委託料等ございます。総合案内業務とか観光交流センターとか、これらは皆、観光協会へ委託して、そちらのほうで処理されるわけでしょうか。

○委員長（岩本明央君） はい、繁田観光総務課長。

○総合観光部観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの下井委員の御質問にお答えをします。秋吉洞案内業務委託料及び観光センターの案内業務委託料につきましては、市との契約による契約職員でございます。以上です。（発言する者あり）ただいまの回答の件なんですけども、観光協会に委託をしておる案内業務につきましては、センター1階の観光案内業務のみでございます。

○委員長（岩本明央君） はい、下井委員。

○委員（下井克己君） 観光交流センターのほうじゃないんですか。交流センターに観光協会の方がおられると思うんですが。

○委員長（岩本明央君） はい、繁田観光総務課長。

○総合観光部観光総務課長（繁田 誠君） 説明が悪くて申し訳ございません。観光交流センター1階で、観光案内業務またはバスの発着等を観光協会の職員が案内しておりますけど、その業務委託料が約400万円含まれております。

○委員長（岩本明央君） はい、どうぞ。

○委員（下井克己君） まるごと館は、どれに含まれるんですか。

○委員長（岩本明央君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） 只今の御質問にお答えいたします。まるごと館につきましては、平成25年度、本年度まで観光協会に委託しておりました。しかしながら、なかなか物販等もうまくいかないところもございまして、平成26年度からは情報発信の拠点施設ということで、観光協会への委託は外しまして、市が直接情報発信を行うようにしたところでございます。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） はい、下井委員。

○委員（下井克己君） 大正洞のほう、景清洞のほうなんですけど、これも案内業務委託料で1,217万出ておりますが、これはどちらが管理されて、人件費と思うんですが、どちらのほうで管理されているんでしょうか。

○委員長（岩本明央君） はい、繁田観光総務課長。

○総合観光部観光総務課長（繁田 誠君） 管理につきましては、市のほうで管理をい

たしております。以上です。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ちょっと今よう分からなかったもんでですね。ここにマーカーを2本用意してるんですけど。観光協会へのお金っていうのは、この予算書でどこどれですかね。ちょっとマーカーしてみたいと思うんですけど。

○委員長（岩本明央君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） ページが394ページ、395ページをご覧ください。こちらにございます005着地型観光推進事業819万7,000円、006おもてなしの人づくり、おもてなし認定事業593万6,000円、007観光宣伝活動強化事業の中の観光プロモーション補助金1,604万9,000円、観光振興費としては観光協会のほうに、それほど予算をとっております。

○委員長（岩本明央君） はい、繁田観光総務課長。

○総合観光部観光総務課長（繁田 誠君） 観光総務費関連では、ページ385ページ、下から9段目になりますけれども、業務委託料712万5,000円とあります。この中で観光交流センター1階の総合案内業務委託料305万5,000円、これが観光協会へ委託する案内業務となっております。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ありがとうございます。だから先ほど3件とこの1件を305万5,000円ということで分かりました。それともう1件。今度は台湾関係の予算というのは、これはどこどこですか。今度は別のマーカーで印しようと思うんですけど。

○委員長（岩本明央君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。予算書392、393ページの003外国人観光客受け入れ対策事業がございます。総額で1,273万8,000円ございますが、この中には韓国のプロモーション経費も入っております。ですから、純粹に台湾だけではございません。（発言する者あり）外国人観光客受け入れ対策事業分が、台湾、韓国分でございます。

○委員（秋枝秀稔君） さっき申し上げましたことは一般質問に出ておるようですから、あまり聞きませんが。59万人ですね、見込み。去年は約52万人ということで大変数字が落ちておりますけれども、ひとつ来年からまた新しい大河ドラマも

始まる予定ですし、ひとつ着地型も頑張っていたきたいというふうに思います。

○委員長（岩本明央君） 要望でよろしいですね。はい、俵副委員長。

○副委員長（俵 薫君） 直接予算とは関わらないと思うんですが。入洞者がふえないということで、本当に皆さんご苦労なさっているんじゃないかなというふうに思っております。昨年の夏に、久しぶりに秋吉洞行きました。そうするとチケット売り場の所に2人だったと思うんですが、ボードを持った方がおられて何かやってらっしゃるんですよね。多分アンケートかなと思って私行くの恥ずかしかったんで、他の人に行ってもらいました。そうするとやはり、観光客に対するアンケートをとっていらっしゃるということで、それは今も続けていらっしゃるのか、それとも、もうある程度の量が出て数字が出て、どういうふうな今後の振興策に活かしていこうかっていうのは、今どの時点にあるのか教えていただければと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。秋吉洞の案内書の所でアンケートをとっていたということで、こちらは着地型観光とおもてなしを推進する上で、観光に来られるお客様からのアンケート調査を、どう思われるかという調査を行ったところでございます。これは、昨年の夏時期に行ったもので、今現在はそのデータを集計し、分析しているところでございます。今年度はそういったことは予定はしておりません。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） はい、どうぞ。

○副委員長（俵 薫君） その結果が出たら我々にも提示していただけるんですね。どんな内容か。

○委員長（岩本明央君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問です。集計・分析が終わったものは報告書として、あがってまいりますので、そちらのほうは提出したいと考えております。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） はい、下井委員。

○委員（下井克己君） 要望でお聞きします。新山口駅とか宇部空港とかサービスエリア道の駅等に、美祢市のパンフレットが置いてあると思うんですが、これはどちらのほうに差し替えとかやられるんでしょうか。

○委員長（岩本明央君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問でございます。各パンフレット等置いてあるところから数がなくなりますと、送ってくださいという要望がまいります。それに応じて配付をしているところでございます。観光協会のほうで今対応をしておるところでございます。

○委員長（岩本明央君） はい、下井委員。

○委員（下井克己君） これが本当の要望なんです、美祢市でいろんなイベントをやっておられると思います。ポスター等貼ると、貼る場所に対しての賃金が発生しますが、パンフレット等置く場合は、ほとんど無料で置いていただけたらと思います。だから要望がある時は当然持って行かんやいけんのですが、いつも同じの持って行っちゃってと思うんですよ。だからイベントがあるたびに、やっぱそういうのをちゃんと、こういうのがありますよというのをチラシを置いておかれると、結構取られる人おられますんで、同じものだったら中々これ前見たやつだつていうことで、中々取られないので、一月前にはイベントのポスターとかA4のサイズのやつができると思いますんで、そういうのを事前に、市外の人達とか東京から来られる方もおられると思います。そういう方に目につくようなものを置いていただければという要望です。

○委員長（岩本明央君） 分かりました。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第11号平成26年度美祢市観光事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成26年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） それでは、議案第13号平成26年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算につきまして御説明いたします。予算書の35ページを

お開き願います。美祢市住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181万8,000円とするものでございます。

まず、歳出から御説明いたします。同じく、この予算書の424、425ページをお開き願います。1款住宅資金貸付費でございます。これは、今日では貸付事務はございませんので、償還事務に係る経費で、10万2,000円計上しております。特定財源として県補助金7万4,000円、諸収入2万8,000円を見込んでおります。

次に、2款公債費・1項公債費・1目元金及び2目利子は、それぞれ総務省への償還金であります。元金・利子合わせて88万6,000円計上しております。特定財源といたしまして、諸収入88万6,000円を見込んでおります。

次に、3款予備費といたしまして、83万円計上しております。特定財源として、諸収入、償還金でございますけれども、83万円を見込んでおります。

続きまして、歳入を御説明をいたします。この予算書の422、423ページにお戻り願います。1款県支出金・1項県補助金・1目住宅資金補助金でございます。これは、償還推進助成事業県補助金でございます。補助基準額の4分の3の7万4,000円を見込んでおります。

次の2款諸収入・1項貸付金元利収入・1目住宅資金貸付金元利収入でございます。174万4,000円見込んでおりまして、資金貸付に伴う償還金でございます。以上で、住宅資金貸付事業特別会計の平成26年度予算に関する説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 423ページの元利収入174万4,000円ありますが、これは該当者が何人いらっしゃるんですか。

○委員長（岩本明央君） はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） 25年度一人ほど完済ということになりまして、現在9名の15件でございます。以上です。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第13号平成26年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。それではここで暫時1時まで休憩をいたします。よろしくお願ひします。

午前11時44分休憩

午後 0時57分再開

○委員長（岩本明央君） 休憩前に続き会議を再開いたします。はい、山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本泰房君） 申し訳ございませんが、午前中の委員会の中で介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明いたしましたが、一部訂正をお願いしたいと存じます。補正予算書5-24、25ページでございます。2項包括的支援事業・任意事業・3目任意事業費の説明の際に、これは介護予防二次予防事業対象者や要支援1、2の認定者に対する、介護予防ケアマネジメントを行う事業に要する経費でありますと説明しましたが、補正内容と直接関係ありませんので、訂正をお願いいたします。大変御迷惑をおかけしました。

○委員長（岩本明央君） ではそのように訂正をお願いいたします。

次に、議案第15号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本康房君） それでは、議案第15号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。介護保険事業につきましては、本年度は、第5期介護保険事業計画の最終年度であり次期計画、平成27年度から29年度までの3年間の第6期計画の策定の年に当たりますので、本年度中に次期計画を策定し、平成27年度からの事業につなげていきたいと考えております。

それでは、予算書の47ページをお開き願ひします。第1条でございますが、平成

26年度美祢市の介護保険事業特別会計の予算につきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,829万6,000円と定めるものでございます。詳細につきましては、予算書に基づき、主な部分を御説明いたしたいと思っておりますので、恐れ入りますが、予算書の456、457ページをお開き願います。最初に、歳出から御説明いたします。まず、1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費につきまして、前年度と比較して、838万4,000円増の5,558万4,000円を計上いたしております。説明欄の002一般管理業務につきましては、介護保険法の改正に伴う電算システムの改修費として、937万1,000円を計上しております。

次に、458、459ページをお開き願います。続きまして、3項介護認定審査会費について御説明申し上げます。まず、1目介護認定審査会費につきまして、要介護・要支援の認定や要介護度を判定する介護認定審査会委員に支給する委員報酬が主なものでございます。前年度と比較して、9万2,000円を減額の891万円を計上しております。

次の2目認定調査等費につきましては、認定調査にかかる経費で、調査員に対する人件費や介護認定審査の際に必要な主治医意見書に対する手数料が主なものでありまして、前年度と比較して、208万1,000円減の1,922万2,000円を計上しております。

続きまして、4項推進委員会費につきましては、本年度は平成27年度から29年度までの3年間の第6期介護保険事業計画の策定の年度であり、諮問機関である高齢者保健福祉推進会議の開催や計画の策定業務を委託することとしておりますので、そのための経費として、前年度と比較し、341万1,000円増の357万6,000円を計上しております。

続きまして、460、461ページをお開きください。続きまして、2款保険給付費・1項介護サービス等諸費につきましては、要介護に認定された被保険者が介護サービスを利用された際の給付事業に係る経費であります。介護認定者数の増加、また施設入所者の介護度の重度化、あるいは地域密着型介護サービス給付の増加等を勘案した上で、平成25年度の実績見込みから推計し、予算を計上いたしております。

主なものとして、1目居宅介護サービス給付費8億8,697万4,000円、

3目地域密着型介護サービス給付費3億1,231万6,000円、続きまして、5目施設介護サービス給付費12億9,486万円であります。

462、463ページをお開き願います。8目居宅介護住宅改修費1,146万7,000円、9目居宅介護サービス計画給付費1億534万2,000円であります。

続きまして、464、465ページをお開き願います。続きまして、2項介護予防サービス等諸費について御説明申し上げます。ここでは、要支援1及び2に認定された被保険者が介護予防サービスを利用された際の給付事業に係る経費について予算計上をいたしております。主なものとして、介護予防サービス給付費1億2,729万9,000円、3目地域密着型介護予防サービス給付費387万4,000円でございます。

それでは続きまして、466、467ページをお開き願います。6目介護予防住宅改修費534万円、7目介護予防サービス計画給付費1,530万7,000円でございます。

続きまして、468、469ページをお開き願います。ページ中ほどの4項高額介護サービス等費につきましては、要介護・要支援者が一カ月に支払った利用者負担が、一定の上限を超えたとき、申請により償還払いをするサービスであります。介護・介護予防合わせまして、表の一番下の計であります。前年度比578万4,000円増の5,429万7,000円を計上しております。

続きまして、その下の5項高額医療合算介護サービス等費についてであります。これは、医療と介護の自己負担が著しく高額になる場合の負担を軽減するため、医療と介護の自己負担額を合算したときの年額の自己負担限度額を設定し、その限度額を超えている場合、被保険者が申請をすれば、限度額を超えた額を健康保険、介護保険で按分して支給するサービスで、470ページの上の方でございます。介護と介護予防とを合わせて前年度比166万9,000円増の872万2,000円を計上しております。

続きまして、6項特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得の要介護・要支援者が施設サービスを利用した際の食費や居住費について補足給付として支給するサービスで、1目特定入所者介護サービス費1億4,453万1,000円を計上しています。

それでは、472、473ページをお開き願います。続きまして、3款地域支援事業費・1項介護予防事業費・1目介護予防一次予防事業費について御説明いたします。主な事業として、地域において介護予防に資する活動を行う地域住民グループへの活動支援としての地域住民グループ支援事業費補助金として、330万円、認知症予防教室開催事業として、7万3,000円、また、健康運動指導士や管理栄養士など、専門の知識を持つ方によります複合型介護予防事業、私どもは、パワフルシニア教室と申しておりますが、そのパワフルシニア教室開催事業として、60万6,000円を計上しております。総額は、前年度と比較して、24万1,000円減額の467万8,000円を計上しております。2目介護予防二次予防事業費の新年度の主な経費につきましては、右の説明欄をご覧いただきたいと思えます。二次予防事業対象者把握事業として、612万5,000円を、そして、対象者把握事業により、要介護・要支援となるおそれのある高齢者を、要介護状態となることを予防するために行う市内の社会福祉法人や民間事業所に業務委託し、介護予防プログラムを実施していただく通所型・訪問型介護予防事業、私どもは、きらめきシニア教室と称して御案内しておりますが、そのきらめきシニア教室開催事業として、244万5,000円をそれぞれ計上いたしているところであります。総額は、各事業の平成25年度の見込みに基づき、前年度比18万1,000円減の857万円を計上しております。

続きまして、474、475ページをお開き願います。続きまして、2項包括的支援事業・任意事業費について御説明申し上げます。まず、1目介護予防ケアマネジメント事業費におきまして、前年度と比較して、62万3,000円増の1,900万3,000円を計上しております。これは、介護予防二次予防事業対象者や要支援1、2の認定者に対する介護予防ケアマネジメントを行う事業に要する経費でございます。002介護予防ケアマネジメント事業では、ケアマネージャーの報酬271万5,000円とケアプラン策定の業務委託料250万6,000円でございます。

それでは、476、477ページをお開き願います。次に、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費についてでございます。前年度と比較して、47万8,000円増の3,157万7,000円を計上しております。これは、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、ケアマネージャー等

との他職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なマネジメントを実現するための後方支援を行う事業に要する経費でありまして、002地域包括支援センター運営事業では、職員等の専門知識や技術の向上や体制づくりの強化を図るための研修会等にかかる経費や、また業務委託料として美祢東地域包括支援センター業務委託料として、1,504万7,000円が主なものでございます。

続きまして、3目任意事業費についてでございます。前年度と比較して、97万9,000円減の2,018万円を計上しております。この項目におきまして、判断能力の低下した認知症高齢者の権利擁護のための成年後見制度利用支援事業として、97万7,000円、在宅のひとり暮らし高齢者等に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行う配食サービス事業に1,706万5,000円を計上しております。歳出に係ります、主な説明につきましては以上であります。

続きまして、歳入について御説明いたします。恐れ入りますが、448、449ページをお開き願います。まず、1款保険料・1項介護保険料・1目第1号被保険者保険料につきましては、第1号被保険者、すなわち65歳以上の高齢者から納付をいただきます保険料でございまして、1節の現年度分特別徴収保険料が4億6,021万6,000円、2節の現年度分普通徴収保険料が2,937万5,000円、3節の滞納繰越分普通徴収保険料が1,000円で、総額として前年度比1,284万1,000円増の4億8,959万2,000円を計上しております。

続きまして、2款分担金及び負担金・1項地域支援事業費負担金につきましては、地域支援事業として実施しております、諸事業に対する参加者からの負担金でありまして、1節の介護予防一次予防事業費負担金として、18万5,000円、2節の介護予防二次予防事業費負担金として、14万4,000円、3節の任意事業費負担金として、751万9,000円をそれぞれ計上し、総額として前年度比66万4,000円減の784万8,000円を計上しております。

続きまして、450、451ページをお開き願います。4款国庫支出金・1項国庫負担金・1目介護給付費負担金につきましては、給付事業に対します国からの負担部分で、前年度比4,819万円増の5億1,950万円を計上しております。

次の2項国庫補助金につきましては、市が実施する諸事業に対する国の補助金で、総額で前年度比2,643万9,000円増の2億5,481万6,000円

を計上しております。

続きまして、5款支払基金交付金・1項支払基金交付金につきましては、これは社会保険診療報酬支払基金からの交付金であり、総額で前年度比7,702万1,000円増の8億6,779万4,000円を計上しております。

その下の6款県支出金・1項県負担金・1目介護給付費負担金につきましては、給付事業に対します県からの負担部分で、前年度比3,818万7,000円増の4億4,882万1,000円を計上しております。

452、453ページをお開き願います。一番上の県補助金につきましては、市が行う地域支援事業に対する補助金及び新たに本市の介護保険事業を安定的に運営するため、県が設置する財政安定化基金から資金の貸し付けを受ける交付金2,400万円を計上しており、総額で前年度比2,390万9,000円増の3,417万円を計上しています。

続いて、8款繰入金・1項一般会計繰入金で、総額前年度比4,528万2,000円増の4億8,452万4,000円を計上しております。

続きまして、454、455ページをお開き願います。2項基金繰入金・1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、前年度比98万7,000円減の4,326万8,000円を計上しております。

続きまして、一番下でございますが、10款諸収入・2項雑入につきましては、前年度比46万5,000円減の794万円を計上しております。以上で、介護保険事業特別会計の平成26年度予算に関する説明を終わります。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それではですね、何点か質問してまいりたいと思います。今回、地域包括ケアシステムの構築ということで保険料の改定に伴う問題点ということで一般質問しますので、若干それに類似するような質問になると思いますけれども、何点か質問していきたいと思います。今回、今現在平成26年は、第五次の介護計画ということで最後の年、いよいよ来年からは第六次の介護事業計画が策定、推進して行くということになると思います。いずれにしても、今後更に居宅介護サービスをどんどん進めて行かなければならないということで、当然、それに対して例えば病気になって、今当然重度の病気になって、今最近医療かなり進んでると

ということで二週間程度ですぐ退院と、そういった方をそのまま病院から施設というのではなくて自宅で極力住めるようにしていく。これによって、介護給付費を下げていくという国の考え方が強く出されていると思っております。それで、今後今回の年度五次が最後ということで今後六次事業として、この居宅事業しっかりと推進していくためのこの今回の予算ベースとして、どのような手の打ち方で居宅介護を押し進めて行かれるのか、その辺の基本的なお考えについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、井上部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

実は一般質問の中でかなり総括的な部分は、お答えするように考えております。特に委員御指摘の地域包括ケアシステム、これは今回始まったことではなくて、第五期からも言われてて、いずれにしても医療と保険と福祉とか、そういう地域の資源がバラバラじゃなくて一緒になって地域の高齢者、あるいは障害者も含めて、弱者の方を支えて行く形を作り出すというのが一番大きな目標でございます。介護保険だけの制度からでいいますと、やはり先ほど御指摘のありましたように、入院されて退院されるか、あるいは施設に入られるかというのは、実際に病院のほうからうちのほうにも連絡が入ります。包括のほうに在宅で行くのか、今施設に入るのか、あるいは訪問看護とか訪問介護を入れるとか、そういういろんなサービスをその人に応じた形で今までもやっておりますので、こういう活動を更に強化をしていくというのが一点と、介護予防について一般質問の中でもお答えしたいと思っておりますが、予防の教室も含めて、いろいろと事業展開しておりますので、それへの参加者をもっとふやす中で、予防のほうもっと進めて行かなきゃならない。それは、当然広報、周知ももちろんですけども、ケアマネが訪問したときもやはりそういうことを進めていくのを全体として考えておりますので、推進者がそういう意識を持ってやっていくという中で進めたいと思っております。以上です。

○委員長（岩本明央君） ほかに。はい岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 介護と言っても様々な面で医療、そして介護の分、予防サービス、様々なちょっと余りにも範疇が広すぎて、どっからきちっとやるかなかなか見えないところもありまして、今回一つひとつ今日ここでやりとりしながら、また一般質問でも、別なところのものをしっかりとやって行こうとは思っておりますの

で、地域包括ケアシステムでもものすごく範囲広いですから、一つひとつ理解ができるようにお尋ねしているわけでございます。今、介護予防のこと、一次予防事業とか第二次予防事業、この辺のこと言われて、特に要支援に、こういったところの介護予防サービス、重篤にならんために、その辺を早めに手厚く予防措置をするということで、いろいろ通所で体操とかいろいろ様々な面で工夫しながらされてると思いますけれども、予防については今説明あったように一次、二次にしても両方とも予算が削減されてますし、ずっと、私の記憶はこの部分はふえてないかなという、こういう認識であります。減らしてもいいけれども、問題は給付費がどんどんどんどんかかるから、自ずからこういったところ減らしていかせざるを得ないということも分かります。だけれども、そういった要支援1、2の方をしっかりと要介護ならんために予防事業として行政として、なんらかの定期的な予防のメニューじゃなくて新しいメニューを常に更新して入れておられるのかどうか、これについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、井上部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 岡山委員の御質問にお答えします。まず最初に予算のことですが、年々予防に関する予算が減ってるという御指摘でございますが、意識的にそういった形で行ってる訳ではございません。対象者の数の問題とかが一番多ございまして、やはり前年実績よりも、頑張ろうというのは考えておりますけれども、やはり予算を立てる上では前年実績を参考にしながら今たてておりますので、予算の増減についてはそのように御承知いただければと思います。

新しい事業展開はどうかということなんですが、今やってますパワフルシニアとか介護のほうでやっています教室、国保のほうでも水中運動教室とか、あるいは教育委員会のほうではウォーキングとか、健康増進でもウォーキングをやっていると色々な部署でやっております。今年度新たにこれをという目玉的なものは考えておりませんが、今度六期の中でどういうことをやるのかというのは、3年間の計画ありますので、その中で皆様方の要望も応えながら、その会議の中で十分に詰めていければなというふうに思ってます。以上です。

○委員長（岩本明央君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） そういった思いで今後対応されるということですが、今後はそういった新しいメニューを入れる。また一次、二次介護予防サービスに関

しましては、定例的にやってるといふんじゃなくて、その予算も当然組みますしそれを受ける方の、予防受ける方の人数によってその介護は減ったりするというこゝも理解しておりますけれども、そういった面でその予防が着実に評価したときに実績上がってる、そういったところまで皆さんにお示しできるような、そういったなんらかの形で示していただければいいかなと、皆さんも介護予防実績上がってるなという、皆さんも納得されると思いますけれどもこれについてどうですかね。

○委員長（岩本明央君） はい、井上部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） ただいまの数字的なものでの実績については、お示しするもの持っておりませんが、実際に、教室に参加された方の中で、参加して初めてやって、その地域で進めていこうという動きがでております。それが継続してやられてるとかですね。ですからやはりまず参加をしていただいて、それが広がってるということが一つの成果だなというふうに思ってますし、こういう形で地道に進めるしかないのかなと。この間の今年も介護ではないんですが、男女共同参画の中で介護をメインとした研修会やりましたけど参加者が80名ございました。そのうち71名の方がアンケートに答えていただいております。ほとんどの方が、介護の対応だとか必要度とか、実際に自分が介護してるんだけどもってことも含めて、回答があります。いろいろ介護に対する認知っていいですか、市民に対してもどんどんこういうことをやっていけば進んでいくのかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（岩本明央君） ほかに。簡潔にお願いします。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 簡潔にいたします。介護予防サービスの関係ですね。ホームヘルプとデイサービスそれから施設介護があると思うんですけど、このそれぞれのお金がホームヘルプで8億というふうに載っておりますけれども、この関係の人数、単価はどのくらいに計算しておられるんですかね。

○委員長（岩本明央君） はい、井上部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 先般の全員協議会の中でパンフレットをお示したと思っております。時間単価とかそういうものが全部出ておりますので、人によってこれどれだけ使うかによって違いますので、ここが基本の単価であのパンフレットの中が基本の単価でございます。それによって、御承知いただければと思います。

○委員長（岩本明央君） はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 分かりました。積み上げで、これはしておくということですね。分かりました。施設介護もですね。それと介護予防サービス給付費、これもですね、1億2,000万。分かりました。以上です。

○委員長（岩本明央君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第15号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第16号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明いたします。予算書の55ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億7,993万1,000円と定めるものでございます。始めに、保険料の改定について御説明いたします。後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直すもので、平成26年度は保険料の改定の年となります。山口県の保険料は、剰余金、基金積立金の活用により、平成26年度・平成27年度の所得割率は10.17%、均等割は5万4,031円となります。平成24年度、平成25年度と比較いたしまして、所得割率では0.72%の増、均等割で、2,957円の増となっております。

次に、2点の制度改正について御説明いたします。まず1点目、医療費の伸びや受益と負担の関係などを考慮いたしまして、平成26年分保険料から賦課限度額を55万円から57万円に改定しております。

2点目といたしまして、低所得者の負担軽減の観点から、5割軽減、2割軽減の基準を改め、保険料の軽減対象が拡大されております。

以上の内容を踏まえまして、山口県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づ

き、26年度の予算を編成しております。

まず歳出で説明いたします。予算書の496・497ページをお開きください。このページの下にあります。2款、1項ともに後期高齢者医療広域連合納付金4億7,492万5,000円です。説明欄をご覧ください。内訳は、広域連合の医療給付事務に係る人件費、事務費の負担金である事務費等負担金といたしまして、1,130万5,000円、保険料軽減にかかる負担金にあたります保険基盤安定負担金といたしまして、1億3,682万8,000円、後期高齢者医療保険料といたしまして、3億2,676万2,000円を計上しております。なお、保険料軽減対象の拡大による保険基盤安定負担金の増と保険料の改定により、前年に比べ総額で約5,100万円の増額となっております。いずれも山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。492ページ、493ページをお開きください。1款、1項ともに後期高齢者医療保険料・1目特別徴収保険料、説明欄をご覧ください。現年度分といたしまして、2億4,657万円、2目普通徴収保険料として、現年度分、滞納繰越分を合わせまして、8,018万9,000円となります。これは、広域連合からの通知に基づき計上しておりますので、保険料改定により合計で約3,000万円の増となっております。

続きまして、3款繰入金・1項一般会計繰入金1億5,124万6,000円を計上しております。まず、1目事務費繰入金1,441万8,000円の内訳といたしまして、後期高齢者広域連合の特別会計への事務費負担金1,130万4,000円、市の後期高齢者医療事業特別会計への事務費311万4,000円となります。2目保険基盤安定繰入金1億3,682万8,000円は、歳出の保険基盤安定負担金に対応するものです。以上で説明を終わります。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第16号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第34号美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について御説明いたします。議案書の34-1をお開きください。旧美祢市において、平成16年6月1日からワンストップサービス事業として、戸籍謄本等の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務を、大嶺郵便局と山崎郵便局に委託しております。この度、4月1日からの消費税率引上げ、また、委託に係る協定相手の社名が、郵便局株式会社から日本郵便株式会社に変更されていることから、現行の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する美祢市と郵便局株式会社との協定、これを終了し、新たな協定を締結することが必要となりました。これに伴い、引続き大嶺郵便局と山崎郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは内容について御説明いたします。34-1のページでございます。まず1、郵便局の名称では、美祢市の特定の事務を取り扱わせる二つの郵便局を指定しております。

次に、2、郵便局取扱事務、ここでは事務の内容を定めております。これは、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律、これに規定されております戸籍謄本等の交付、納税証明書の交付、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付に係る五つの事務で、現在大嶺、山崎郵便局において取り扱っております。

最後に、3郵便局取扱事務を取り扱う期間は、取扱い期間を平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間とし、この期間満了の3ヶ月前までに指定解除の意思表示がない場合は、取り扱う期間を更に1年間延長することとしております。なお、新たな協定は、平成26年4月1日付けで締結することとしております。以上で説明を終わります。

○委員長（岩本明央君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） それでは、これより議案第34号美祢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） 全員異議なしと認めます。よって議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案17件につきましての審査を終了いたしました。

その他委員の皆さまから何かありましたらお願いいたします。はい、徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） これはお願いといいますか、私のアイデアといいますか、やったらどうかなというふうに思っておりますが。ジオパークの件ですけれど、まずは、市民の皆さん方100%、100%は難しいでしょうけれど、なかなか分かりにくいという方もいらっしゃる。新年度になりまして各地区の私は自治会なんかにお呼びをさせていただいて、いろいろ議会報告もするわけではありますが。ジオパークちゃ何かと。そりゃまあ、地球の公園だと言っても、そしたら何かとまたなるわけではありますが。本題ですが、テレビでは、NHKや民放じゃほとんど毎日のごとく世界遺産、朝早くから夜遅くやっていますね。これは世界遺産が1,000ぐらいあるわけですから、少々やってもいいわけであろうというふうに思っております。ただ、日本のジオパーク、世界のジオパークというのは、ほとんど見たことがない。もちろんMYTでもおそらく流されておらないだろうというふうに思っております。ただ、日本のジオパーク、世界のジオパークというのは、ほとんど見たことがない。もちろんMYTでもおそらく流されておらないだろうというふうに思っております。世界ジオパークも100近くあるわけがあります。目で見て耳で聞いて、こういうものかというものが分かりやすい面もあるんじゃないかなというふうに思っておりますから、いろいろとMYTでドラマともなされると思いますが、こういうNHKに対抗してじゃないんですけど、日本のジオパーク、世界のジオパークともいろいろプロモーションのビデオだとか、いろいろあろうかと

思っておりますし、日本語版があるかないか分かりませんが、あろうというふうに思っておりますから、そういうのをジオパークはこんなもんだと、そしてこのようになっているんだというような市民の皆さんが、目と耳で身近にジオパーク、世界のジオパークにも触れるようなことがあるほうが、まだ理解がしやすいというふうに思っているわけでありまして。もちろん市報とかネットによってですね出されていると思いますが、これは目だけで見るわけでありまして、耳に聞こえるわけではございません。だから目で見て、耳で聞くことも大事だろうと思っておりますし、これがジオパークを推進することにおいて周囲の皆さんに理解をしてもらい、あるいは時には協力してもらい手立てになるんじゃないかなどというふうに思っておりますので、是非ともMY T等で放送していただきたいなと思っておりますが、どのようにお考えですか。

○委員長（岩本明央君） はい、末岡事務局次長。

○教育委員会事務局次長（末岡竜夫君） 徳並委員さんからの御提案でございますが、市民の皆様方には1月より出前講座といたしまして、実は3月8日に荒川地区、そういう小さい行政区でもやっております。荒川地区からお呼びいただきまして、これがもう正月から8回目の出前講座になります。そういうことで地道な出前講座ということでどういう意義があるのかということをお説明させていただいて、また映像も交えて説明させていただいているところです。しかしながら、もっともっと周知を図るという意味で、今の徳並委員の御意見のようにMY Tを通じまして、またなんらかアピールできる方法を考えてみたいというふうに思います。以上です。

○委員長（岩本明央君） よろしいですか。はい、永富教育長。

○教育長（永富康夫君） 徳並委員の御要望でございますけれども、私も同じようなことは考えておきまして、MY Tの番組編成会議におきまして、そのような特集番組等つくことはどうでしょうかというような御提案は申し上げているところでございますけれども、予算のこともありまして、いろんな面で難しい面もあるかも知れませんが、お考えのことというふうに思っておりますし、また総合政策のほうとも協議をしながら、できるだけ御要望に応えられるように努めたいと思っております。以上でございます。

○委員長（岩本明央君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩本明央君） ほかにありませんようですから、これにて本委員会を閉会いたします。和やかに真剣な御審議、御協力誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午後1時46分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年3月13日

教育民生建設観光委員長

岩本明央